

ワシントン州親権・監護権概要

京都産業大学法学部教授 山口亮子

ワシントン州家族法外観

アメリカでは一般に家族法は民法の一部には属さず、ワシントン州においても、第 26 編に **Domestic Relations** という独立した「家族関係法典」を持つ。

ワシントン州家族関係法は、26.04 章から 26.60 章までの 23 の章から成り、監護権に関する規定は、主に第 26.09 章「解消手続—法的別居」に置かれている。

CHAPTER 26.04. MARRIAGE
CHAPTER 26.09. DISSOLUTION PROCEEDINGS -- LEGAL SEPARATION
CHAPTER 26.10. NONPARENTAL ACTIONS FOR CHILD CUSTODY
CHAPTER 26.12. FAMILY COURT
CHAPTER 26.16. RIGHTS AND LIABILITIES -- COMMUNITY PROPERTY
CHAPTER 26.18. CHILD SUPPORT ENFORCEMENT
CHAPTER 26.19. CHILD SUPPORT SCHEDULE
CHAPTER 26.20. FAMILY ABANDONMENT OR NONSUPPORT (FORMERLY: FAMILY DESERTION)
CHAPTER 26.21. UNIFORM INTERSTATE FAMILY SUPPORT ACT (FORMERLY: UNIFORM RECIPROCAL ENFORCEMENT OF SUPPORT ACT) 2 ...
CHAPTER 26.21A. UNIFORM INTERSTATE FAMILY SUPPORT ACT
CHAPTER 26.23. STATE SUPPORT REGISTRY
CHAPTER 26.25. COOPERATIVE CHILD SUPPORT SERVICES -- INDIAN TRIBES
CHAPTER 26.26. UNIFORM PARENTAGE ACT
CHAPTER 26.27. UNIFORM CHILD CUSTODY JURISDICTION AND ENFORCEMENT ACT
CHAPTER 26.28. AGE OF MAJORITY (FORMERLY: INFANTS)
CHAPTER 26.30. UNIFORM MINOR STUDENT CAPACITY TO BORROW ACT
CHAPTER 26.33. ADOPTION
CHAPTER 26.34. INTERSTATE COMPACT ON PLACEMENT OF CHILDREN
CHAPTER 26.40. HANDICAPPED CHILDREN
CHAPTER 26.44. ABUSE OF CHILDREN (FORMERLY: ABUSE OF CHILDREN AND ADULT DEPENDENT PERSONS)
CHAPTER 26.50. DOMESTIC VIOLENCE PREVENTION
CHAPTER 26.52. FOREIGN PROTECTION ORDER FULL FAITH AND CREDIT ACT
CHAPTER 26.60. STATE REGISTERED DOMESTIC PARTNERSHIPS

親権・監護権概念

アメリカ法では一般に、**parental rights** とは総称的な親の権利を意味し、日本法にいう父母の子どもに対する親権は、州法では監護権 (**custody**) という用語で示されているのが一般的である。

ワシントン州家族関係法において、婚姻中の父母の監護権についての規定は、<26.16 章「権利と責任—夫婦共有財産」26.16.125 条 **Custody of children**>のみであり、父母間の権利と責任の平等を示すもので、子に対する監護権について具体的な規定はない。これは、親の子に対する権利 (**parental rights**) は憲法上の権利として判例法上保障されている¹ためであり、またアメリカの監護権法は裁判規範としての意味合いが強いため、自明の権

¹ アメリカの親の権利 (**parental rights**) と監護権に関しては、山口亮子「アメリカ法における親の権利と監護権—親の権利をめぐる立法と司法の政策—」民商法雑誌 136 巻 4・5 号 561 頁、同「アメリカの親権法」戸籍時報 691 号 25 頁参照。

利・義務については規定がないものと思われる。離婚等婚姻外で監護権が問題となる場合は、裁判所命令により決定されるため、裁判所が関わる監護権に関する詳細な規定が、＜26.09 章「解消手続き―法的別居」＞に置かれている。

婚姻外に問題となる監護権の帰属・行使

＜26.09 章「解消手続き―法的別居」＞で用いられる用語の定義として、26.09.004 条には監護権 (custody) という用語ではなく、Parenting function (養育機能)、Permanent parenting plan (恒久的養育計画)、Temporary parenting plan (暫定的養育計画) が置かれ、親の監護権の内容が規定されている。

「養育機能」とは、親が子の世話と成育に必要な決定を行い、機能を果たす親子関係の側面を意味し、その内容として、子の法的監護、身上監護、及び養育費を含んだ親の役目が定義されている (26.09.004 条 2 項)。

「養育計画」とは、親の機能の配分を含み、子を養育するための計画をいう (同条)。これには、恒久的なもの、離婚等係争中の暫定的なものがある。裁判所には、それぞれが計画案を提出するか、父母間で合意した計画案を提出しなければならない、その計画案には、将来の紛争の解決のための手続き、決定権限の配分、そして子の住居規定を置かなければならない (26.09.184 条) とされる。

紛争解決手続きには、カウンセリング、メディエーション、アービトレーション、又は裁判訴訟がある (同条 4 項)。

州の政策

26.09.002 条において、両親には未成年子に対する決定権と親の養育機能を遂行する責任があり、裁判所は子の最善の利益に従い、子と両親との関係を促進させることが宣言されている。養育機能の定義 (26.09.004 条 2 項) や、恒久的養育計画の目的 (26.09.184 条 1 項) において子が健やかに成長するために親に課せられる権利・義務を詳細にあげている。

養育計画の内容

離婚時に父母が作成する養育計画案には、両親間の将来の紛争のための手続き (dispute resolution)、決定権限の配分 (allocation of decision-making authority)、及び子の住居規定 (residential provisions for the child) を含めなければならない (26.09.184 条)。

「決定権限」とは、子に対する親の法的監護権であり、その内容は、「子の教育、健康管理及び宗教教育に関する決定権限」である (26.09.184 条 5 項 a 号)。離婚後はこの権限が一方又は双方に割り当てられるが、決定権限がない親でも、子の健康と安全に関し、緊急の決定を行うことができ、決定権限の有無にかかわらず、双方の親は子の日常の決定権を持つ (同条同項同号)。

「子の住居規定」とは、休日、家族の誕生日、休暇、及びその他特別の行事についての取り決め (同条 6 項) であり、どちらの親の家に子が住むかについての住居スケジュールを確定しなければならない。考慮要件は 26.09.187 条(3)項に規定される。

計画案は、26.09.191 条が規定する、親又は同居者の性犯罪や虐待、ドメスティック・バイオレンス等に関する制限に当てはまっておらず、父母双方が自発的に合意してれば、裁判所はそれを承認する (26.09.187 条 2 項)。制限事項に当てはまり、共同決定権 (共同監護) に両親が反対するか一方が反対している場合は、単独決定権 (sole decision-making authority) とされる (同条同項 b 号)²。共同決定権 (mutual decision-making authority) は、子に有害となるような制限に当てはまらず、親たちが協力でき、適切な時に共同決定

² アメリカでは、裁判所の監護権命令において共同監護を優先的に考える州もあるが、ワシントン州は、法的共同監護と法的単独監護に比重を設けていない。しかし、同居を含めた子との相当な面会交流は基本的に認められる。

できる範囲に親たちが居住しているという地理的な近さも考慮され、裁判所により命じられる（同条同項 c 号）。

主たる監護者

ワシントン州では、父母のどちらが子の監護者であるかという判断は求めておらず、他州との関係において、いわゆる監護者とは、子と大半の時間住居を共にする親のことを言う、とする。しかし、ここでいう監護者と親の権利・義務とは関係がないと定める（26.09.285 条）。

DV、虐待の考慮

ワシントン州は 26.09.191 条に、子の監護権、面会交流等の判断において、親又は親の同居者の性犯罪や虐待、ドメスティック・バイオレンス等を考慮するとする大部の制限規定を設けている。

変更

恒久的養育計画と、暫定的養育計画のそれぞれにおいて 26.09.260 条と 26.09.270 条に詳細な変更規定を置いている。

転居

26.09.405 条～26.09.560 条は転居について規定される。子と大半の時間住居を共にする者が子連れて転居を計画する場合、相手方へ通知を行わなければならない（26.09.430 条）。以降、その場合の通知方法、通知内容、DV と通知の関係、通知方法、転居後の養育計画等が規定され、更に相手方による異議の申立て、暫定的決定等について詳細に規定される。相手方が規定に則り異議を唱えている間は、一方は子連れて勝手に転居することは許されない（26.09.480 条 2 項）。相手方が転居通知 30 日以内に異議を申し出なければ、子の転居は許される。しかし同時に相手方は子と会う権利を有し、住居スケジュールの変更を申し立てることができる（26.09.500 条）。

26.09.520 条において、転居に関する審判の要件が挙げられる。転居については、子連れて転居を計画している主たる監護者か、あるいは転居しない者のいずれに証明責任を課すかで、その州の転居に対する方針が示される³が、ワシントン州は、本条で、「子の転居の計画は認められるという反証可能な推定則がある」と規定し、転居を認めることを推定して、反証を転居をしない主たる監護親ではない親に課している。したがって、転居をしない親が当条項にある要件に従って転居の有害性を証明しなければ、転居が認められることになる。

執行

Habeas corpus, enforcement 等の執行については、養育費執行、州際間の監護権決定の執行（UCCJEA）の章に規定されている。

州際間の監護権紛争

26.27 章に、UCCJEA が置かれている。

³ 山口亮子「離婚後の親子の交流の確保：アメリカの訪問権判例からの考察」山梨大学教育学部研究報告. 第一分冊, 人文社会科学系 48 号 177 頁（1997 年）。